

# 事前調査結果、作業の掲示板の大きさが定められました。

強化

## (1) 事前調査結果の掲示 (新法第18条の15第5項、新規則第16条の10)

- ✓ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められました。  
A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ✓ 事前調査方法の法定化や必要な知識を有する者に実施させること、特定建築材料の拡大に伴い、掲示事項が追加されています。
- ✓ 掲示板の設置場所に変更はありません。

### [事前調査結果の掲示事項]

- ・事前調査の結果(特定工事に該当するか否か **及びその根拠**)
- ・解体等工事の元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ・事前調査を終了した年月日
- ・事前調査の方法 (**書面調査・目視調査・分析による調査及び調査者等に調査を行わせたこと**)並びに解体等工事が特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類

### [掲示板の設置場所]

- ・公衆の見やすい場所(参考:石綿則では作業者の見やすい場所)

### [掲示板の掲示日]

- ・作業の開始前(自治体によっては掲示日を定めている場合があります)

## (2) 特定粉じん排出等作業に係る掲示 (新法第18条の14、新規則第16条の4第2号)

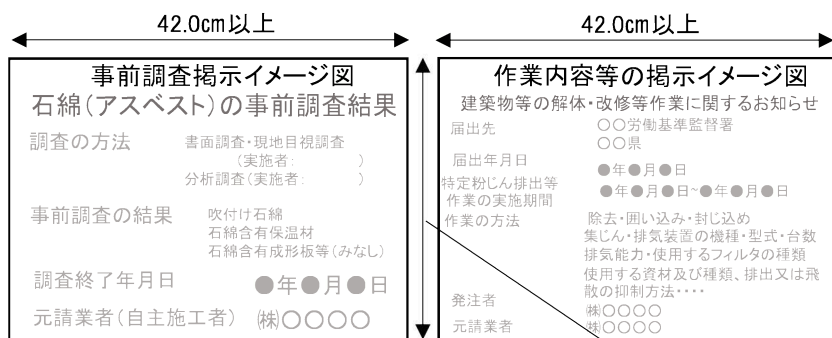
- ✓ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められました。  
A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ✓ 掲示事項、掲示板の設置場所に変更はありません。

### [作業内容等の掲示事項]

- ・特定工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先
- ・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
- ・特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所

### [掲示板の設置場所]

- ・公衆の見やすい場所(参考:石綿則では作業者の見やすい場所)



A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上であれば、縦・横はどちらでも可。

29.7cm以上

### 掲示について

- ・事前調査結果の掲示、作業実施の掲示は、1枚に集約することもできます。また、石綿則の掲示と兼ねることができます(その場合、石綿ばく露防止対策の実施内容を記載するほか、作業者の見やすい場所に設置する必要があります)。
- ・都道府県等により条例等で掲示事項を定めている場合がありますので、事前に確認してください。